平成２９年１２月１４日
第２３回教育委員会定例会
教　育　部　指　導　課

立川市いじめ防止基本方針（改訂案）

平成２９年改訂

立川市教育委員会

Ⅰ　基本方針の策定

いじめは、子どもの尊厳及び人権を脅かし、侵害するものであり、次代を担う子どもたちが、人権の主体者として尊重され、その成長が保障される環境をつくることが、全ての者に求められている責務である。

一方、子どもたち自身も、自分を大切にし、他者を思いやり、良好な関係を築くとともに、いじめを絶対に許さないという勇気をもって明るい学校生活づくりに努めることが重要である。

立川市いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）は、学校におけるいじめ問題を克服し、子どもたちが安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的として、市、学校、保護者、市民及び事業者等が相互に連携し、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）や東京都いじめ防止対策推進条例（平成 26 年東京都条例第 103 号。以下「都条例」という。）及び平成 26 年５月 30 日に制定された立川市子どものいじめ防止条例（以下「市条例」という。）等に基づき、いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）及び重大事態への対処のための基本的な方針を定めたもので、同年６月 26 日に策定された。

Ⅱ　基本方針改訂の意義

現在の高度情報化社会においては、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等が飛躍的に発達し、子どもの日常生活の中に深く入り込んでいる状況がある。こうした中、誤ったソーシャル・ネットワーキング・サービスの活用や悪意ある活用等により新たないじめが生まれている。

平成 29 年３月 14 日、いじめの防止等のための基本的な方針が文部科学大臣により最終改定されたことを機に、立川市教育委員会では、新たないじめからも子どもの命を守り、子どもの人権を守るため、立川市いじめ防止対策審議会における審議を経て、基本方針を改訂する。

Ⅲ　いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、子どもと一定の人間関係のある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった子どもが精神的又は肉体的な苦痛を感じるものをいう。

Ⅳ　いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた子どもの尊厳及び人権を脅かすとともに、教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、子どもの心に長く深い傷を残すものである。

いじめは絶対に許されない行為であり、全ての子どもは、いじめを行ってはならない。また、子どもといじめの関係は、いじめを「受ける」「行う」「はやしたてる」「傍観する」の４つの態様があり、いじめを観衆及び傍観することも行ってはならない行為である。

Ⅴ　いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、全ての子どもに関する問題であり、どの学校でも起こるという認識の下、市及び学校は、日常的にいじめの未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

また、保護者、市民及び事業者等も、市条例の基本理念及びそれぞれの役割を認識し、市及び学校と連携して、いじめの防止に取り組むことが重要である。

とりわけ、日常的に子どもの声をしっかりと受け止め、早期発見・早期対応を基本として、市、学校、保護者、市民及び事業者等、社会全体で協力して取り組むことが必要である。

1　市

(1) いじめに関する施策及び取組の検証を行う

いじめの実態把握及び施策等の実施状況を検証し、学校と一体となっていじめ防止に向けた取組の徹底と充実を図る。

(2) いじめ防止等に向けた取組を計画的かつ適切に行う

学校が行ういじめ防止等に向けた取組及び相談体制の充実を図るとともに、教員研修を通して、教員の指導力及び学校の組織力の向上を図る。

(3) いじめ防止等に向けた情報発信

子どもをいじめから守るために、社会全体で子どもを見守るために、学校、保護者、市民及び事業者等にいじめの防止に向けた啓発等の情報発信を行う。

2　学校

(1) いじめに関する子どもの理解を深める

子どもがいじめについて深く考え理解するために、道徳の時間、学級活動、児童会活動・生徒会活動による主体的な取組を通して、子どもに「いじめは絶対許されない」ことを自覚させ、行動するように促す。また、学級等における集団の秩序を確立し、閉塞感をもたせないようにするなど、前向きかつ主体的に学ぶ集団づくりを進めるとともに、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにする。

(2) いじめから子どもを守る

いじめに関する情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた子どもが安心して学校生活を送ることができるように、家庭との連携の下、いじめられた子どもを組織的に守っていく。軽い言葉で相手を傷付けたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においても、法が定義するいじめに該当するため、学校として組織的に対応することが重要である。

(3) いじめ防止に向けた子どもの行動を支える

いじめに関する情報を教員や保護者等に伝えた子どもなど、いじめ防止に向けて勇気をもって行動した子どもを守るとともに、児童会活動・生徒会活動における子どもの主

体的な取組を支援する。

(4) 校長がリーダーシップを発揮し、教職員が一丸となって取り組む

いじめの未然防止、早期発見・早期対応を図るために、教職員にいじめを察知し、的確に指導できる力を身に付けさせるとともに、校長のリーダーシップの下、組織的な取組を迅速かつ適切に行い、いじめの解決を図る。

3　家庭

(1) 家庭でいじめを正しく認識する

保護者は、子どもがいじめを行うことのないよう、家庭で話し合い、子どもにいじめは許されない行為であることを十分に理解させるとともに、規範意識を養う指導に努める。

(2) 家庭と学校はパートナーである

子どもの健やかな成長を図る上で、学校と家庭の連携が重要である。学校と家庭の連絡、相談を密にし、協力していじめ防止等に取り組むことが大切である。

4　地域社会

(1) 社会全体で子どもを見守る

子どもをいじめから守るためには、市、学校、保護者、市民及び事業者等が連携し、社会全体で子どもを見守り、いじめを許さない、見逃さない社会をつくることが大切である。

そのために、保護者、市民及び事業者等は、子どもの登下校時の見守りや挨拶、地域の催し物の際の関わりなど、これまでも行われている地域の見守り活動や登下校時の安全確認、子どもたちへの挨拶や声かけを、地域で連携して行うことにより、子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努める。

(2) いじめを発見したら、迷わず通報する

保護者、市民及び事業者等は、いじめを発見した場合は、市、学校又は関係機関等に速やかに連絡、相談するなど、学校等が行ういじめの防止等の取組に協力するよう努める。

Ⅵ　市における取組

市は、市条例第３条に規定する基本理念に基づき、学校、保護者、市民、事業者等及び関係機関と協力して、子どもをいじめから守る取組を行う。

1　立川市いじめ防止対策審議会の設置（市条例第 10 条）

市教育委員会は、いじめ防止等に関する施策、取組等の検証を行うとともに、重大事態の調査を行うため、市条例に定めるところにより、市教育委員会の附属機関として、心理や福祉の専門家、学識経験者、弁護士等の専門的な知識及び経験を有する者から構成される「立川市いじめ防止対策審議会」を置く。

主な所管事項は以下のとおりとする。

・市立学校におけるいじめ防止等に関する実態把握、市の施策及び取組について検証を行う。

・市立学校において重大事態が発生した場合における、事実関係を明確にするための調査を行うとともに、再発防止策の検討を行う。

2　立川市いじめ問題調査委員会の設置（市条例第 11 条）

市は、立川市いじめ防止対策審議会が行った重大事態に関する調査に対して、再調査又は同種の事態の発生の防止を図る必要がある場合、市条例の定めるところにより、市長の附属機関として、立川市いじめ問題調査委員会を置く。

3　いじめ防止等に関する具体的な取組

(1) 専門的知識を有する者の市立学校への派遣

・教育相談員、スクールソーシャルワーカー、弁護士を、市立学校の要請に応じて派遣する。

(2) いじめ防止等に向けた事業

・教職員を対象としたいじめ防止に関する研修会を実施する。

・教職員及び市民等を対象としたいじめ防止に関する講演会を実施する。

・いじめ解消・暴力根絶旬間の取組を年間３回実施する。

・いじめの悩み相談レターの取組を、年間を通して実施する。

(3) 相談体制の整備

・子ども、保護者、市民及び事業者等が、いじめに関する相談又は連絡をすることができる体制を整備し、周知する。

相談機関：教育委員会、教育相談、子ども家庭支援センター

周知方法：市報、市ホームページ、冊子又はリーフレット

(4) いじめ防止等のための調査の実施

・ふれあい（いじめ防止強化）月間並びにいじめ解消・暴力根絶旬間におけるいじめの実態調査を年間３回実施し、いじめ防止等に向けた検証を行い、その成果を普及する。

(5) 幼児教育におけるいじめ未然防止の取組

・幼児期の教育においても、発達段階に応じて、幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちをもって行動できるよう、幼稚園・保育園等と小学校・中学校が連携を密にし、小学校・中学校は、就学前のガイダンス等の機会を捉え、幼児や保護者に対するいじめ未然防止に係る取組を企画・提案する。

(6) インターネット上のいじめ防止の取組

・児童・生徒がインターネット上のいじめに巻き込まれないようにするため、情報モラルを身に付けさせるための教育を充実させる。また、インターネット上のいじめを防止するための啓発を進めるとともに、インターネットや携帯電話、スマートフォン等によるソーシャル・ネットワーキング・サービスの利用状況等に関する調査を行い、その結果を分析して各学校に示していじめ防止に資する。

Ⅶ　学校における取組

1　学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、市条例第９条第２項の規定により基本方針を参酌し、学校の実情に応じ、「学校いじめ防止基本方針」を策定する。策定にあたっては、国の「いじめの防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定（最終改定　平成 29 年３月 14 日））」も参考にするものとする。

また、いじめの未然防止、早期発見、早期対応のためのマニュアルを定めるなど、学校としての組織的、計画的な取組を示すとともに、定期的にチェックリストによる振り返りを行うなど、常に見直しを図っていくものとする。

2　組織等の設置

(1) いじめ防止等に係る校内組織

学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織を置く。組織の構成員は、副校長を責任者とし、生活指導主任、校長が指名した各学年の教員及びその他関係者を構成員とし、定期的に会議を開催するものとする。

(2) 重大事態が発生した場合の校内組織

重大事態が発生した場合には、学校は、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査組織を設置する。調査組織の構成員は、校長を責任者とし、副校長、主幹教諭等、市教育委員会指導主事及び教育相談員、その他市又は校長が指名した者とする。

3　学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校は、市と連携して、「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対処」の４つの段階に応じて、いじめ防止等に向けた効果的な対策を講じていくとともに、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。

(1) 未然防止

児童・生徒一人一人に「いじめは絶対に許されない」という意識を醸成し、いじめに向かわせないための指導を行う。

- 道徳教育や人権教育を充実させる。
- 学級活動や委員会活動、学校行事を通して、規律正しく、主体的に学校生活を送る集団づくりを行う。
- 校内研修等を通して、児童・生徒理解や指導力の向上を図る。
- 教育活動全体を通して、児童・生徒が主体的に考え、適切に判断し、行動できる力を培う。また、児童・生徒がいじめの問題について議論するなど、いじめの防止に資する活動を行う。
- 児童・生徒及び保護者を対象としたいじめ防止のための啓発活動を推進する。
- 家庭訪問や個人面談、学校通信などを通じた家庭との緊密な連携・協力体制を築く。
- いじめに対応する時間を確保するため、学校の指導体制の整備を推進するとともに、教員の業務負担の軽減を図る。

(2) 早期発見

教職員、児童・生徒、保護者が、それぞれの立場でいじめを見逃さない環境及び体制を構築する。

・ふれあい（いじめ防止強化）月間、いじめ解消・暴力根絶旬間におけるアンケート調査を実施し、早期の段階のいじめも見逃さないようにする。なお、回収したアンケートは３年間保管する。

・児童・生徒及び保護者が、いじめの実態を伝えやすい体制を整備する。

・保健室の利用やスクールカウンセラーの活用、電話相談窓口の周知等、子どもが安心して相談できる環境を整備する。

・教職員全体によるいじめに関する情報の共有を徹底する。

(3) 早期対応

いじめ（疑いを含む）を発見した場合は、先入観にとらわれず、迅速かつ的確な対応を組織的に行う。

・特定の教職員が一人で抱え込むことなく、当該事案への指導方針の共通理解の下、教職員が連携して対応する。

・いじめられた児童・生徒及びいじめを知らせた児童・生徒の安全確保の徹底を図り、安心して学校生活が送れるような環境を確保する。

・いじめた児童・生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で適切な指導を行う。出席停止の措置を行うことも考えられるが、その際は、出席停止の期間における学習への支援などの教育上必要な措置を講じ、当該児童・生徒の立ち直りを支援する。

・いじめの観衆やはやしたてた児童・生徒に対しては、いじめが自分の問題として捉えられるように指導する。

・いじめの指導に当たっては、保護者と連携するとともに、保護者への支援・助言を適切に行い、再発防止に努める。

・いじめへの対応に当たっては、必要に応じて関係機関等との相談・連携を図るとともに、スクールカウンセラーと連携して対応する。また、心理や福祉等の専門的知識を有する者の派遣が必要な場合は、市と連携して適切に対応する。

・いじめを受けた子ども及びいじめを行った子ども並びに当該の子どもの家庭に対して、専門的な知識を有する者を活用し、必要な支援、指導、助言、その他いじめ防止等のための対策を講ずる。

・いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある場合は、警察への相談を行う。

(4) いじめ解消の判断

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめの加害児童・生徒及びその保護者がいじめの事実を認め、学校が、学校又は第三者同席の上での被害児童・生徒及びその保護者に対する謝罪の場を設けるなど、加害児童・生徒からの心からの謝罪を引き出すことが肝要である。なお、いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。

・いじめに係る行為が、少なくとも３か月以上止んでいる。

いじめ被害が重大である場合などは、より長期間、いじめに係る行為が止んでいる状態を確認する必要がある。また、この期間は、加害及び被害児童・生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。いじめに係る行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

・いじめの被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていない。

被害児童・生徒及びその保護者が、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

また、学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童・生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで、被害児童･生徒への支援を継続するため、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

なお、いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、いじめの加害児童・生徒及び被害児童・生徒について、保護者や関係機関と綿密な連携を図り、心の問題の解消がなされるよう、日常的に注意深く観察、指導する。

(5) 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、いじめられた児童・生徒の安全確保を第一とし、市と連携して当該事案の解決に向けた対応を、迅速かつ的確に行う。

・いじめられた児童・生徒の安全確保を確実に行うとともに、安心して学校生活が送れるような環境を確保する。

・校長を責任者とする調査組織を置き、市及び関係機関と連携して当該事案の調査及び対応方針を策定し、迅速かつ的確に対応する。

・重大事態への対応に当たっては、市及び関係機関との相談・連携を図るとともに、教育相談員、スクールソーシャルワーカー、弁護士等の専門的知識を有する者と連携して、当該事案の解決に総力を挙げて取り組む。

・いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある場合は、警察への相談を行う。

・市条例第 10 条に規定する立川市いじめ防止対策審議会が行う重大事態に係る調査に協力する。

・重大事態に係る再調査を行う必要がある場合は、市条例第 11 条に規定する立川市いじめ問題調査委員会が行う調査に協力する。

Ⅷ　その他

いじめ問題への対応に当たっては、市条例第 16 条の規定により、いじめに関する通報及び相談、いじめへの対応等に関係した市、学校、保護者、市民及び事業者等の関係者は守秘義務を負い、当該事案について知り得た個人情報の保護及び取扱いに万全を期さなければならない。